

「竹島の日」を考え直す集い

2016年6月18日

日本キリスト改革派金沢教会

漆崎英之

はじめに

- ・日本キリスト改革派教会（リフォームド・チャーチ）は、宗教改革の精神と伝統に立つ穩健なプロテスタント教会
- ・韓国独立記念館を訪れたときの忘れられない経験

1. 竹島問題に関わるようになったきっかけ

大邱の大神大学で「天皇制と日本宣教」報告（講演）（2005年3月10日）

「竹島の日」制定条例の成立（2005年3月16日）間近で、韓国では独島（竹島）に極めて関心が高い時期。私はこれまで自分が積み上げてきた歴史的事実に基づく歴史認識に照らして、1905年の竹島の島根県編入は納得しがたいものであると述べた。（別紙資料1）

中央日報による誤報

国家的カルトとしての天皇制軍国主義に基づく日本の植民地支配と侵略、神社参拝強要の罪についての謝罪が、「日本の独島領有権主張について謝罪」（3月10日 中央日報）と報道された。

ネットを駆け巡る書き込み

そこから始まった竹島問題の学び

2. 「磯竹島略図」発見の経緯（別紙資料2）

北陸中日新聞（2005.3.17）の「対論『竹島』はどちらのもの」という記事。

「竹島外一島の件については、日本と関係がないことを心得べし」（太政官指令）

公文録原本では指令文が朱書きされているという一文に出会った。

- ・公文録を閲覧。「磯竹島略図」を見出す。デジタル画像、フィルムで保存までの経緯。
- ・2006年6月7日、釜山MBCテレビのニュース（50秒）
- ・半月城通信と「竹島=独島論争」における公開（朴炳渉さん）。
- ・背後にあった不思議な導き。
- ・報道の構図を理解する必要あり。被害国の立場「天皇制軍国主義に基づく韓半島侵略と植民地支配についての謝罪」と「日本の独島領有権主張について謝罪」とは一つのこと。

3. 「磯竹島略図」の意義

- ・太政官指令の「外一島」が松島（竹島）であることを確証
- ・日本領有を主張するある人たちの「外一島」見解とその間違い

4. 外務省への問い合わせ

2013年2月のやり取り。

漆崎 この太政官決定に付図が付いておりまして、磯竹島と松島と、はっきりと島名が記されているんですけども、日本政府としては外一島というのは、今日の竹島、韓国名、独島であるという認識は変わらないんですね。

外務省 そうですね。

漆崎 それはもう地図の中にはっきりと書かれていることですから。

外務省 はい。

漆崎 そういう認識ですね。

外務省 はい。

漆崎 それを是非、（ＨＰに）アップしてほしいと思います。

外務省 はい、わかりました。それでは担当の者にはその旨、伝えておきますので。

未だに外務省のＨＰには「磯竹島略図」は公表されていない。

5. 歴史的事実を正しく知ろうとしない日本という国

- ・2012年の政府の見解（石破茂氏と野田首相の発言）。
- ・1695年の鳥取藩と幕府の見解。
- ・国民の間に浸透する危険な思い込み。
- ・かつての天皇を中心とした日本の構造（別紙資料5）。
- ・国のかたち「わが国には伝えるべき信条がある」。
　　麻生太郎外相 外交演説 2006.1.28）。
- ・あったことをなかったことにする国。
- ・愛国心教育に利用される領土問題。

おわりに

- ・「磯竹島略図」や重要な歴史的史料は、その人が過去の歴史的事実に真実に向かい合うかどうかを映し出す鏡。
- ・太政官指令を知った某大手新聞記者が記事にしようとしたところ、デスクから言わされた言葉。「1905年が起点」
- ・「心得事」とは、即ち、鬱陵島及びその属島である竹島（独島）は日本の領土ではないことを弁えよ、他国の領土を貪ってはならない、盗んではならないということ。

「ドクト問題の真実」KIM, Young koo著 (2003.8.2)
(法英訳)

250 付録

先に提示された日本の立場の論理的根拠は明白に国際法上の時際法の原則によっているように見える。しかし日本の主張には朝鮮の国家代表に行使された強制の法的効力に対して当然にあるべき検討の跡形が見えない。

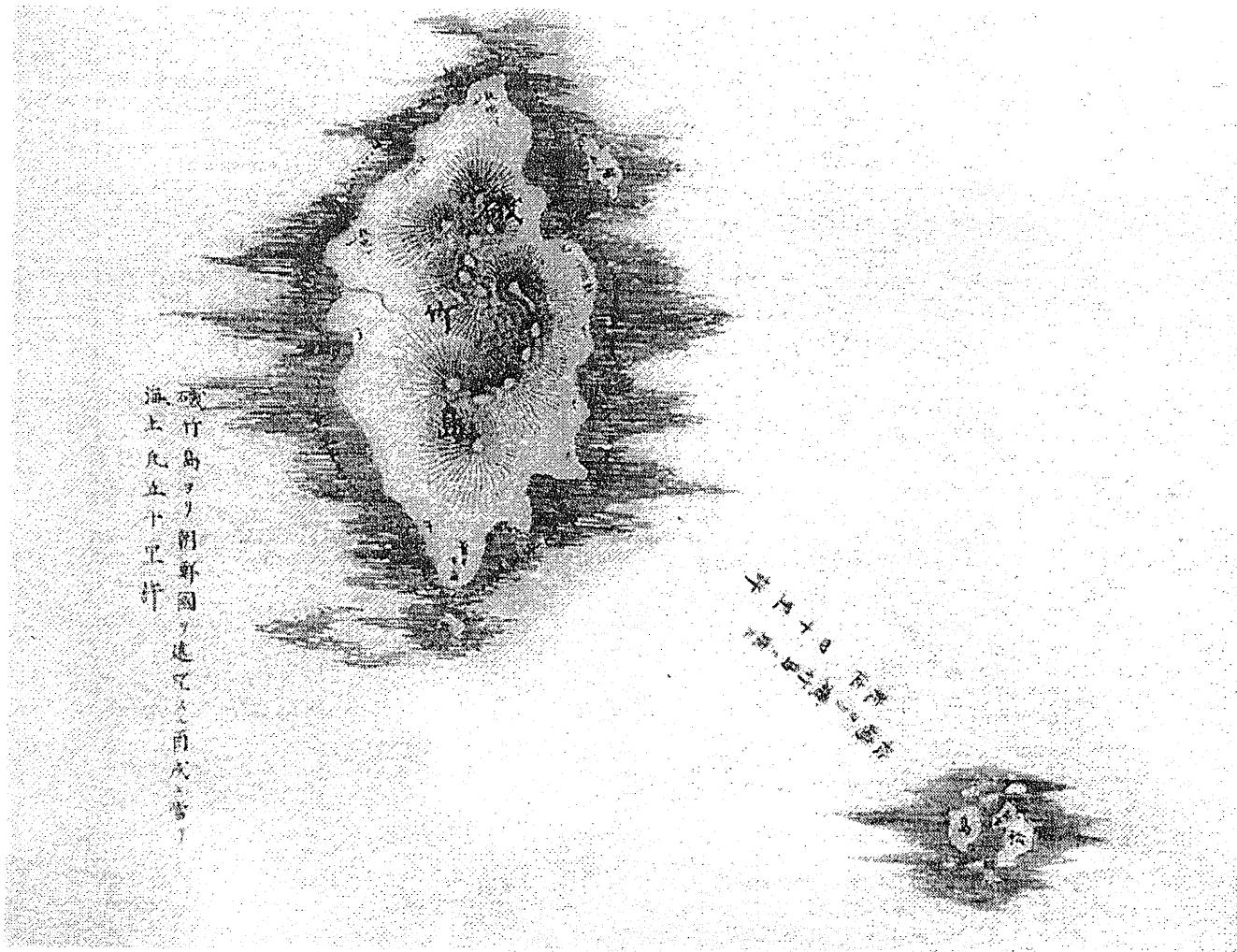
それではこれら5つの類似条約に対する歴史的、書誌学的検討を簡略に整理してみることにする。³⁶⁾

条約の名称	締結日時	侵略の段階	条約成立上の手順の欠け	強制の対象	強制の方式
日韓議定書	1904年 2月23日	韓国外交権の統制 韓国領土内の戦略的重要地点の強制占有	皇帝の御印欠け - 当時の慣習国際法違反①	国家に対する強制② 国家代表に対する強制	軍事的占領③ 国家代表を脅威
1905年 2月22日 鳥根県に 編入	第1次日韓協約 1904年 8月22日	外交顧問と財政顧問を指定 - 韓国政府掌握	- 条約名称漏れ④ - 皇帝の御印欠け - 当時の慣習国際法違反⑤	国家代表に対する強制⑥	軍事的占領⑦ 国家代表を脅威
	第2次日韓協約 (乙巳保護条約) 1905年 11月17日	韓国を日本の被保護国に	- 条約名称漏れ - 皇帝の御印欠け - 当時の慣習国際法違反⑧	国家代表に対する強制⑨	軍事的占領⑩ 国家代表を脅威
	第3次日韓協約 1907年 7月24日	韓国を日本の被植民地に	全権委任漏れ⑪	国家に対する強制⑫	軍事的占領⑬
	日韓併合条約 1910年 8月22日	韓国を日本に併合	批准書類に皇帝の署名漏れ⑭	国家に対する強制⑮	軍事的占領⑯

36) キムヨング・ハヨンソン編著『韓国の外交史研究』(ソウル: ナナム出版社, 1996年);

Lee Tae-jin, "The Japanese Annexation of Korea was not validated legally : Extortion of the Korean Sovereignty by Japan and the Coerced Treaties(I) and (II)", *Sekai*, July-August 1998, (Here-in-after, Lee Tae-jin, *op.cit.*, The Extortion of Sovereignty.) (I), pp.300~301. (II) pp.185~196.

資料2



『公文録』付属「磯竹島略図」（国立公文書館所蔵）の部分図
(漆崎英之氏よりネガを提供していただいた)

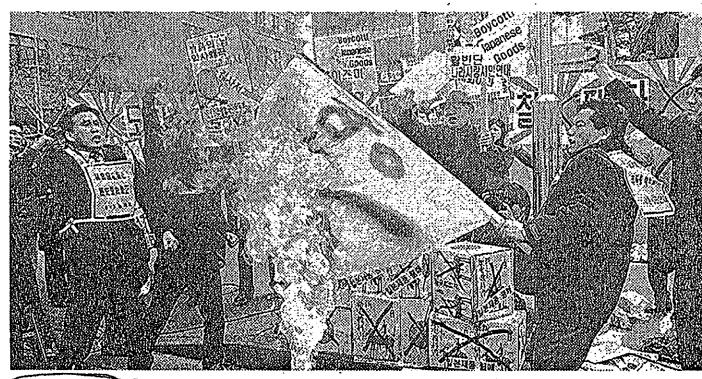
「竹島 / 独島問題の平和的な解決をめざして」
(子どもと教科書ネット21=編著)

2010年10月1日 つなん出版

北陸中日新聞



「竹島の日」条例の採決をする島根県議会で、傍聴席を求めてくじ引きする人たち=松江市内で



「日本は、六九六年に鬱陵島への渡海を禁じた。それは竹島の領有意思否定を意味する。日本政府は、当時幕府が禁じたのは鬱陵島への渡海であつて竹島は禁じない」と言つが、渡海禁止によつて竹島に行くことが出来ない。竹島は朝鮮のものと認識されたとみる」

「日本側が領有を否定したと考へられるのはこれだけか。」

「もう一度ある。明治時代に入ると鬱陵島に渡る日本人が再び始めた。(八十七六年に同島の開発申請が提出されたのに対し、明治政

—日本の外務省は「竹島は歴史的にも国際法上も我が國固有の領土」と主張しているが、幕府が鳥取藩の米子町人に渡海許可を与えることなど

「十七世紀半ばまでに、は根拠が薄い」というのが実態だ

—渡海許可を得た町人

ソウル市内で、「竹島の日」条例などに抗議し、抗議した人々と一緒に丸を燃やす

—「封建時代、土地はすべて領主のものであり、たゞ無人島であつても幕府が町人に分与することなど本拠が薄いのか。

—ほかにどんな点で根拠が薄いのか。

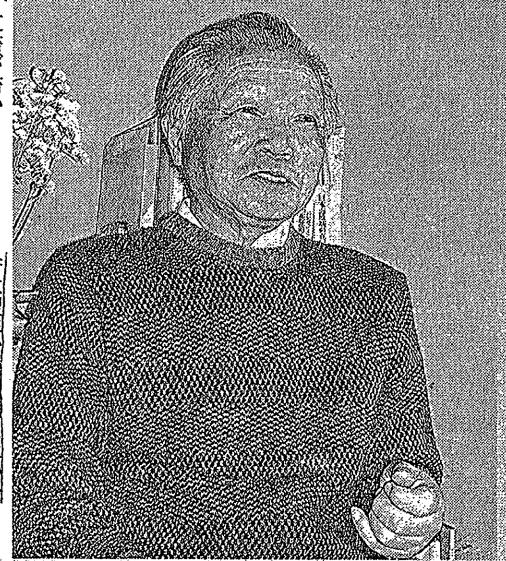
—「日本は、六九六年に鬱陵島への渡海を禁じた。それは竹島の領有意思否定を意味する。日本政府は、当時幕府が禁じたのは鬱陵島への渡海であつて竹島は禁じない」と言つが、渡海禁止によつて竹島に行くことが出来ない。竹島は朝鮮のものと認識されたとみる」

—日本側が領有を否定したと考へられるのはこれだけか。

—「もう一度ある。明治時代に入ると鬱陵島に渡る日本人が再び始めた。(八十七六年に同島の開発申請が提出されたのに対し、明治政

江戸と明治の二度 日本は領有を否定

韓国にも理



1929年岡山県生まれ。京都大学大学院(旧制)修了。55年島根大学講師となり、68年教授。84-86年同大法文部長を務め、93年に退官した。著書に「竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史」「日本海地域の在日朝鮮人」など。

互いの史料で史実解明を

大韓帝国勅令で
属島管轄を宣言

「日本政府は固有領土論
道は、竹島問題の解決への

—朝鮮側は長年、鬱陵島の無人化を実施した。属島の竹島は見たこともなかつたはずで、結局、竹島はただのものでもなかつたのではないか。

—朝鮮側は長年、鬱陵島の無人化を実施した。属島の竹島は見たこともなかつたはずで、結局、竹島はただのものでもなかつたのではないか。

—韓国側の主張に問題がある。日本政府は固有領土論からいつたん離れたうえで、はじめから議論を立て直す必要がある。両国が揚げ足を取りながら何う生産的な結果は期待できない。互いに史料を出し、冷静に話し合つ共通の土俵をつくることが必要だ」

解説の道閉ざさ

一 国主義歴史観

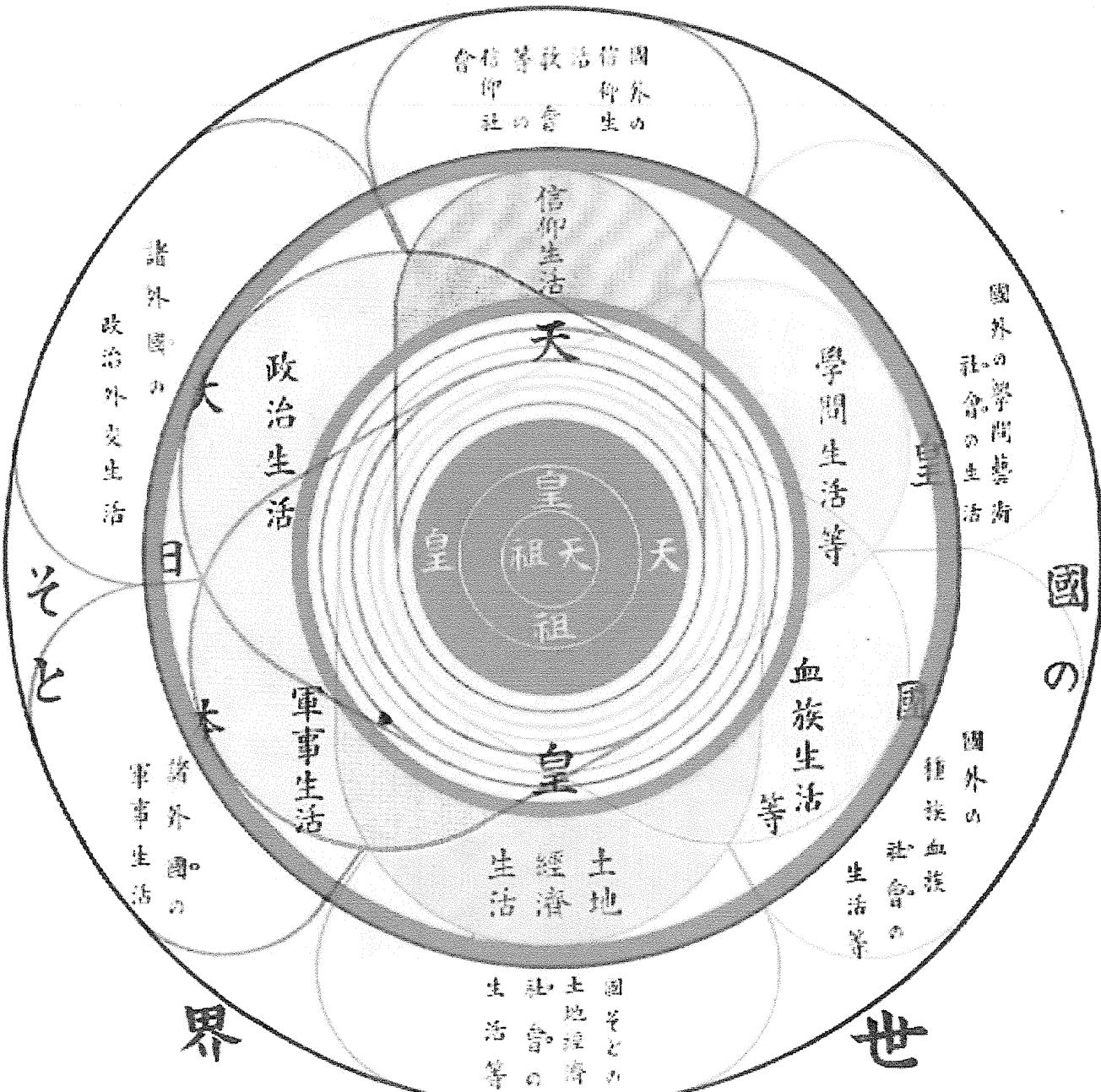
府は翌年、鬱陵島とほかに「本邦とは関係ない」という太政官決定を下した。「ほか一島」は属島である竹島を指すとみられる。つまり、日本は江戸時代と明治時代に二度、竹島が無関係の島だと言つたのが、領有意思を主張した」とは「度もない」

—確かに竹島問題の発端にある安龍福の供述について、韓国側の研究は日本側の史料を全く見ないまま事実として扱うという致命的欠陥をもつていて。一

—韓国も同じだ。竹島問題が浮上するたびに、韓国メディアに登場するのは安龍福であるだけに、徹底して史実の解明が求められ

—韓国も同じだ。竹島問題が浮上するたびに、韓国メディアに登場するのは安龍福であるだけに、徹底して史実の解明が求められ

第六圖 皇國政體の皇國體に於ける地位並に關係



此の圖は兼て、皇國が全世界の諸生活を美化すべきなると共に、皇國が世界の諸生活の圓成なることをも示す。

皇國體は中心に坐す。天皇様の示し給ふが如く、生活の一切を網羅する國の根本品格・體裁・成立事實なり。

政體は諸生活中に於ける政治生活の範圍に於て、皇國體の運用として定められたる政治の根本組織の體裁である。

(別紙資料5)

竹島問題（明治時代史大辞典 第2巻より）

たけしまもんだい

竹島問題 竹島（韓国名は独島）の帰属をめぐる日韓の領土紛争。

同島は隱岐の西北約一五七キロ、鬱陵島の東南東約九二キロ沖合に位置する群島で、大小二つの島と数十の岩礁からなり、日本では島根県隱岐の島町に、韓国では慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑獨島里に所属する。韓国では海洋水産部が管理する行政財産であり、天然記念物第三三六号にも指定されている。

現状では韓国の実効支配下にあり、接岸施設が作られて警備隊も置かれている。日本と朝鮮の間で鬱陵島の領有権・漁業権が問題になつたいわゆる「竹島一件」（ここでの竹島は鬱陵島を指す）が、鬱陵島を明確に朝鮮領と認める形で決着して（一六九六年）以降、鬱陵島の属島と考えられていた竹島も朝鮮領と認識され、以後の日本の官撰地図でも同島を日本領とすることはなかつた。また、明治維新後においても、明治十年（一八七七）三月に太政官が「鬱陵島と竹島はともに日本領ではない」と宣言しているし、海軍も明治三十三年（一九〇〇）段階までは竹島を明確に朝鮮領と認識していたことが、海軍水路部編纂の『日本水路誌』から確認できる。しかし、日露戦争期に至り、当該海域での漁業権を獲得したい民間人と、竹島の軍事的な価値を認めた海軍の思惑が一致し、明治三十八年一月に竹島の日本への領土編入が閣議決定され、同二月、島根県に編入されて隠岐島司の所管となった。ただし、この件は『官報』には掲載されずに島根県告示四〇号で公示されており、大韓帝国政府がこのことを知るのは、外交権が日本外務省に接収された第二次日韓協約（一九〇五年十一月）締結後の一九〇六年三月になってからであった。

このように、歴史学的に考察すれば竹島を日本固有の領土と主張する議論には無理があるが、一方で国際法的観点からは日本政府の主張する「無主地先占」の原則が有効であるとする議論も根強い。なお、現状における双方の政府の立場は、日本の外務省と韓国の外交通商部がホームページ上でそれぞれに主張している。

参考文献 堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」

（『朝鮮史研究会論文集』二四、一九八七）、内藤正中・朴炳涉『竹島＝独島論争—歴史史料から考える I』（二〇〇七、新幹社）、池内敏「竹島／独島論争とは何か—和解へ向けた知恵の創出のために—」（『歴史評論』七三三、二〇一一）（林 雄介）